平成２３年（フ）第３３２号
金沢市泉本町１丁目57番地
破産者　池島建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４３号
石川県白山市千代野東２丁目９番地４
破産者　有限会社ケイアンドケイ
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５２１号
和歌山県紀の川市打田1295番地の２
破産者　有限会社池田電設
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８９号
鳥取県米子市両三柳4776番地
破産者　有限会社大久商店
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２６６号
松江市東津田町2168番地558
破産者　有限会社小町屋商店
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２０９号
静岡県田方郡函南町平井1733番地の444　南箱根ダイヤランド43―223
破産者　滝澤　浩一
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
茨城県石岡市石岡２丁目８番地16
破産者　幕内由紀子
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３４９号
名古屋市瑞穂区田辺通３丁目41番地の１、開始決定時の住所名古屋市千種区春岡通７丁目35番地の５
破産者　古山　　哲
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２３５号
北海道千歳市北栄１丁目11番３号
破産者　伊藤　房子
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３２号
札幌市中央区南２条西22丁目１番51号　ハイツ小山102号
破産者　内見　訓子
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４９号
盛岡市西青山１丁目12番15号
破産者　舘澤　廣幸
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８７号
盛岡市東新庄２丁目22番15号
破産者　高屋敷雅実
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７８号
神奈川県平塚市御殿１丁目21番６号
破産者　櫻井　敏夫
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１９４号
相模原市中央区田名2696番地２
破産者　榎本　泰久
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１９７号
神奈川県座間市相模が丘１丁目３番２号　ユングフラウ203号
破産者　清水　従子
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７１６号
愛知県常滑市港町４丁目32番地の２
破産者　辻芳和こと　大西　芳和
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９５１号
名古屋市南区中割町３丁目３番地　アネックス安井４Ｄ号
破産者　宮城　　久
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３０号
愛知県清須市土器野444番地
破産者　小川由美子
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４３号
愛知県愛西市渕高町二ノ割18番地１
破産者　岩田　昭二
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部